



2024年6月27日

各位

会社名 曙ブレーキ工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 CEO 宮地 康弘  
(コード：7238、東証プライム)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長 前上 亮子  
(TEL. 03-3668-5183)

### 出資契約及びA種種類株式に係る誓約書締結に関するお知らせ

当社は、2024年6月14日付「リファイナンス資金の借入及び支援後債権の完済、並びに事業再生計画期間終了に関するお知らせ」のとおり、2024年6月28日を借入実行日とし、ドイツ銀行東京支店をアレンジャーとするリファイナンス資金の借入契約（以下「本借入契約」といいます。）を締結し、これらを返済原資として、事業再生計画に定められている2024年6月30日を期限としていた既存の借入金の残高を完済すること（以下「本リファイナンス」といいます。）を決議し、同月14日付で本借入契約を締結いたしました。それに伴い、2024年6月26日付で、当社は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合（以下「JIS」といいます。）との間で、出資契約及びA種種類株式に関する誓約書（以下「本誓約書」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

2019年7月18日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」（同年8月16日付で変更・経過を開示）及び同年9月30日付「第三者割当による種類株式の払込完了及び発行、資本金及び資本準備金の額の減少並びに代表取締役の異動に関するお知らせ」（以下「2019年リリース」と総称します。）にて公表したとおり、当社は、事業再生計画に基づきJISとの間で、2019年7月18日付で出資契約（その後の変更を含み、以下「本出資契約」といいます。）を締結し、JISに対して同年9月30日付で、第三者割当の方法により総額20,000,000,000円のA種種類株式を発行しております。

今般、本リファイナンスに伴い、当社及びJISは本出資契約及びA種種類株式に関して以下の事項に関する本誓約書を締結いたしました。なお、2019年リリースで定義された用語は本リリースにおいても同様の意義を有します。

#### （優先配当に関する事項）

- ・ JISは、2020年4月1日から弁済日（原則として、本借入契約に基づく借入金の借入期間の最終日である2029年6月30日とし、以下「本弁済日」という。）までの期間（以下「本誓約期間」という。）に係るA種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額に係る剰余金配当請求権を放棄する。
- ・ 当社は、本誓約書締結日から本誓約期間終了時まで、JISに対して剰余金の配当を行わない。
- ・ JISは、当社に、本誓約書締結日から本誓約期間終了時まで、JISに対する剰余金の配当を行わない。

(金銭対価取得請求に関する事項)

- ・ JIS は、本誓約期間において、金銭対価取得請求を行わない。
- ・ JIS は、本誓約期間終了後において金銭対価取得請求を行う場合、当該金銭対価取得請求に係る A 種種類株式の数に、(i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に金銭対価取得プレミアムから 1 を減じた数値を乗じて得られる額並びに (ii) 本誓約期間に係る A 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額に係る金銭債権を放棄する。

(金銭対価償還に関する事項)

- ・ 当社は、本誓約期間において、JIS からの金銭対価償還（金銭対価取得条項の行使をいう。以下同じ。）を行わない。
- ・ JIS は、本誓約期間において、当社に対して JIS からの金銭対価償還を求めない。
- ・ JIS は、本誓約期間終了後において当社が JIS からの金銭対価償還を行う場合、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式の数に、(i) A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額に償還係数から 1 を減じた数値を乗じて得られる額並びに (ii) 本誓約期間に係る A 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額に係る金銭債権を放棄する。

(停止条件)

- ・ 本誓約書の効力は、本借入契約に基づく借入が実行されることを条件として発生する。

また、この他に、本リファイナンスの関連契約において、JIS は貸付人らに対して、本弁済日までの間、A 種種類株式の譲渡や金銭での償還を受ける権利等の行使を行わない（普通株式対価取得請求権の行使を除きます。）旨を合意しております。

以 上